主　　文

1　令和８年３月２２日執行の那須町長選挙における当選の効力について被告が同年６月１１日付けでした裁決を取り消す。

2　訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　請求

主文第１項と同旨である。

第２　事案の概要

1　事案の要旨

本件は、栃木県那須郡那須町（以下「那須町」という。）において令和８年３月２２日に執行された那須町長選挙（以下「本件選挙」という。）における候補者であった原告が、被告がした本件選挙における当選の効力に関して那須町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）がした決定を取り消し、及び原告の当選を無効とする裁決を不服として、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２０７条第１項の規定に基づき、当該裁決の取消しを求める事案である。

2　前提事実

⑴　本件選挙の候補者

本件選挙には、次の表１に記載した３名が立候補の届出をした（以下候補者としての当該３名を表１のアからウまでの符号の順に「平山候補」、「小山田候補」及び「Ａ候補」という。）。

なお、通称とは、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８９条第５項において準用する同令第８８条第８項の規定により選挙長の認定を受けた同項に規定する通称をいう（以下同じ。）。

（表１）

	氏　名	通　称	振り仮名	備考
ア	平　山　幸　宏	平　山　ゆきひろ	ひらやま　ゆきひろ	原告
イ	小山田　典　之	小山田　のりゆき	こやまだ　のりゆき	
ウ	A	B	C	

⑵　本件選挙の執行及び選挙会による当選人の決定

本件選挙は、令和８年３月２２日に執行された。

本件選挙の選挙会（以下「本件選挙会」という。）は、各候補者の得票数について、投票総数１万０５６６票のうち平山候補が５０９９票と、小山田候補が５０９８票と、及びA候補が２２９票とそれぞれ計算し、残りの１４０票を無効投票として、原告である平山候補を当選人と決定した。

⑶　異議の申出及び町選管による決定

本件選挙の選挙人であった者が、原告の当選の効力に関し、令和８年３月２３日に、公職選挙法第２０６条第１項の規定に基づき、町選管に対して異議を申し出た。町選管は、同年４月５日に全ての投票について開披調査を実施したところ、小山田候補の得票数が２票減少するとともに、無効投票が２票増加し、平山候補の得票数が小山田候補を３票上回った。この結果を踏まえ、町選管が同月７日付けで当該異議の申出を棄却する決定（以下「原決定１」という。）をしたところ、当該選挙人であった者は、同月８日に、同条第２項の規定に基づき、被告に対して審査を申し立てた。

また、本件選挙の選挙人であった別の者が同月３日に本件選挙の効力に関して同法第２０２条第１項の規定による異議を申し出た後、同月８日に当該異議の申出が原告の当選の効力に関する同法第２０６条第１項の規定による異議の申出に補正された。町選管が同月２３日付けで当該異議の申出を棄却する決定（以下「原決定２」といい、原決定１と併せて「原決定１及び２」という。）をしたところ、当該選挙人であった別の者は、同年５月１４日に、同条第２項の規定に基づき、被告に対して審査を申し立てた。

⑷　被告による投票の開披調査及び判断

ア　実施方法の概要

被告は、公職選挙法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３９条の規定に基づき上記⑶の各審査申立てに係る審理手続を併合した上で、令和８年５月１６日に全ての投票についての開披調査（以下「県開披調査」という。）を実施した。

県開披調査においては、氏名又は通称が漢字、平仮名又は片仮名により正確に記載されている投票、氏のみ又は名のみの記載であっても漢字、平仮名又は片仮名で正確に記載されている投票並びに氏名又は通称の漢字部分の全部又は一部が平仮名又は片仮名で記載されているもののうちその読みが正確な投票については有効票と（計９６５９票）、白紙の投票や候補者の氏名と全く関係のない記載がされている投票を無効票とし（計１１７票）、これら以外の投票を疑義票として（計７９０票）、抽出した。

疑義票には、次の(ｱ)から(ｴ)までの四つの類型の各投票（以下「本件各投票」という。）が含まれる。

(ｱ) 平山候補若しくは小山田候補の氏が正確に記載され、及び名の部分に相手候補（Ａ候補を除く小山田候補又は平山候補）の名が正確に記載された投票又はこれに準ずるとされた投票である次のａからｃまでの各投票（以下これらの各投票を併せて「本件投票１」という。）

ａ　「平山のりゆき」と記載された投票（甲００１の票番号４０から４５まで及び乙００１－１から００１－６までの計６票。以下「「平山のりゆき」票」という。）

ｂ　「小山田ゆきひろ」と記載された投票（甲００１の票番号４６から５４まで及び乙００１－７から００１－１５までの計９票。以下「「小山田ゆきひろ」票」という。）

なお、このうち甲００１の票番号５４及び乙００１－１５の投票に

ついては、ややその候補者氏名欄の記載が薄いものの、「小山田ゆきひろ」と記載されているものと認められる。

c　「小山田ゆきひき」と記載された投票（甲００１の票番号５５及び乙００１－１６の１票。以下「「小山田ゆきひき」票」という。別紙１の写真１参照）

(ｲ) 「ゆき」と一旦記載した文字を抹消した上で「ひろゆき」と改めて記載され、全体として「平山ひろゆき」と記載された投票（甲００１の票番号３３及び乙００２－１。以下「本件投票２」という。別紙１の写真２参照）

(ｳ) その氏の部分が「ひらやま」と記載され、その名の部分が漢字で「文宏」と記載された投票（甲００１の票番号６５及び乙００２－２。以下「本件投票３」という。）

(ｴ) 「平山ゆきひろ」と記載された上で、投票用紙の候補者氏名欄の欄外に印刷された注意事項欄の項番号「一」を円形状の線で囲んだ投票（甲００１の票番号６７及び乙００３。以下「本件投票４」という。別紙１の写真３及び４参照）

イ　本件各投票の効力に対する判断

その上で、被告は、本件各投票の効力について、それぞれ次のように判断をした。

(ｱ) 本件投票１について

町選管（原決定１及び２）がその全部を無効としたのに対し、その全部を氏の一致する候補者への投票として有効とした。その結果として、平山候補の得票数が６票、小山田候補の得票数が１０票それぞれ増加した。

(ｲ) 本件投票２について

町選管（原決定１及び２）が平山候補に対する投票として有効とした

のに対し、那須町の副町長である平山浩之（振り仮名「ひらやまひろゆき」。以下「平山副町長」という。）の氏名を記載したものとして無効とした。その結果として、平山候補の得票数が１票減少した。

(ｳ) 本件投票３について

町選管（原決定１及び２）が無効としたのと同じく、本件選挙の同日に執行された那須町議会議員補欠選挙の候補者である平出文宏（同選挙における通称は、「ひらいで文宏」である。以下「平出町議候補」という。）の氏名を記載したものとして無効とした。その結果として、平山候補及び小山田候補の得票数に増減はない。

(ｴ) 本件投票４について

町選管（原決定１及び２）が平山候補に対する投票として有効としたのに対し、他事を記載したものとして無効とした。その結果として、平山候補の得票数が１票減少した。

ウ　結論

上記イのほか、被告は、町選管（原決定１及び２）が無効とした「ひらいでゆきひろ」と記載された票（甲００１の票番号６４）について、平山候補に対する投票として有効とした。

町選管（原決定１及び２）及び被告による判断の結果をまとめると、別紙２の「（表２）」に記載のとおりであり、原決定１及び２と比較して、小山田候補の得票数が１０票、平山候補の得票数が５票それぞれ増加し、無効票が１５票減少した結果、小山田候補の得票数が平山候補を２票上回ることとなった。

本件選挙会の決定を含めた得票数に係る判断の推移は、別紙２の「（表３）」に記載のとおりである。

(5) 被告による裁決

被告は、上記(4)の結論を踏まえ、令和８年６月１１日付けで、原決定１及

び２をいずれも取り消し、及び本件選挙における原告の当選を無効とする裁決（以下「本件裁決」という。）をした（甲００１）。

原告は、同月１２日に、本件裁決に係る裁決書の交付を受けた。

⑹　原告による本件訴えの提起

原告は、令和８年７月３日に、当裁判所に対し、本件訴えを提起した。

３　争点及び当該争点に関する当事者の主張

本件の争点は本件各投票の効力いかんであり、当該争点に関する当事者の主張は次のとおりである。

⑴　本件投票１について

ア　原告の主張

本件投票１のように、一方の候補者の氏と他方の候補者の名により構成される完全混記投票については、当該投票の記載と候補者の氏名とを文字の出現位置を揃えて一文字ずつ対比した上で、当該候補者の氏名と一致しない部分について氏名に表示上又は音感上の類似性がある場合に限り、当該候補者に対する投票として有効となる。

本件投票１において、平山候補の通称における名である「ゆきひろ」と小山田候補の通称における名である「のりゆき」には類似性がなく、両者は、出現位置が異なる「ゆき」の２文字が共通するだけである。

したがって、「平山のりゆき」票、「小山田ゆきひろ」票及び「小山田ゆきひき」票は、いずれも公職選挙法第６８条第１項第８号に規定する公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものに当たり、無効とすべきである。

なお、このことは、「小山田ゆきひき」票について、最後の文字を「ろ」と読んでも「き」と読んでも変わらない。

イ　被告の主張

上記アの原告の主張は、争う。

本件投票１において、平山候補の通称における名である「ゆきひろ」と小山田候補の通称における名である「のりゆき」には類似性があるし、投票用紙の記載以外の事情も総合すれば、「平山のりゆき」票は氏の一致する平山候補に対する投票として、「小山田ゆきひろ」票及び「小山田ゆきひき」票は氏の一致する小山田候補に対する投票として、それぞれ有効である。

⑵　本件投票２について

ア　原告の主張

本件投票２は、公職選挙法第６８条第１項第２号に規定する公職の候補者でない者の氏名を記載したものには当たらず、平山候補に対する投票として有効とすべきである。

イ　被告の主張

上記アの原告の主張は、争う。

本件投票２は、平山副町長の氏名を記載したものであり、無効である。

⑶　本件投票３について

ア　原告の主張

本件投票３は、公職選挙法第６８条第１項第２号に規定する公職の候補者でない者の氏名を記載したものには当たらず、平山候補に対する投票として有効とすべきである。

イ　被告の主張

上記アの原告の主張は、争う。

本件投票３は、平出町議候補の氏名を記載したものであり、無効である。

⑷　本件投票４について

ア　原告の主張

本件投票４の投票用紙の注意事項欄の項番号「一」の字を囲む円形状の線は、有意な記載ではないから、本件投票４は、公職選挙法第６８条第１

項第６号に規定する他事を記載したものには当たらず、平山候補に対する投票として有効とすべきである。

イ　被告の主張

上記アの原告の主張は、争う。

当該記載は有意な記載であって、本件投票４は無効である。

第３　争点に対する判断

１　投票の効力に関する公職選挙法の規定の趣旨について

公職選挙法第６７条後段の規定は、開票の場合の投票の効力の決定に当たっては、同法第６８条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を定めている。この規定の趣旨は、投票用紙の記載自体を基準として選挙人の意思を客観的に推知することにより、例えば投票の記載が拙劣、不正確なもの等であっても、直ちに無効とすることなく、候補者の一人に投票を帰属させる選挙人の意思が明らかであれば当該候補者の有効投票として扱う等して、選挙人による選挙権の行使の意図を尊重してできるだけ投票を有効とし、もって同法第１条に規定する同法の目的を実現すべきことにあるものと解される。

２　本件投票１の効力について

⑴　公職選挙法第６８条第１項第８号の規定は、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難い投票を無効とすると定める。

上記１において説示したとおり、できるだけ投票を有効とすることが求められることに照らせば、投票に記載された文字に誤字、脱字又は正確を欠く部分があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合においても、直ちに無効とすることなく、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断することができるときは、当該投票を当該候補者に対する有効な投票と認めるのが相当である。

そして、投票を二人の候補者の氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者の氏名を記載したのかが全く判断し難い場合に限られるというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである（最高裁判所平成４年７月１０日第二小法廷判決・裁判集民事１６５号１４９ページ等参照）。

⑵　そこで、本件投票１について検討する。

ア　まず、「平山のりゆき」票についてみると、「平山のりゆき」票の氏の部分に相当する「平山」は、平山候補の氏である「平山」と完全に一致する一方で、その名の部分に相当する「のりゆき」は、小山田候補の通称における名である「のりゆき」と完全に一致する。

そして、氏の部分については、平山候補の氏と完全に一致する「平山」と小山田候補の氏である「小山田」は、いずれも２文字目の「山」において一致してはいるものの、漢字の文字数が異なっている。他方で、名の部分については、小山田候補の通称における名と完全に一致する「のりゆき」と平山候補の通称における名である「ゆきひろ」は、いずれも「ゆき」の２文字が含まれてはいるものの、その出現位置が異なっている。このほか、被告は、「のり」と「ひろ」について、いずれも母音が「－ｉ」と「－ｏ」の音の組合せで構成され、「のり」の「り」と「ひろ」の「ろ」の子音はいずれも「ｒ－」であって、これらが類似する旨を主張するが、いずれも有意な指摘であるとは解し難い。

以上によれば、平山候補の氏名の方が「平山のりゆき」票に記載された氏名により近いとはいえず、平山候補の氏名と小山田候補の氏名のうちいずれが「平山のりゆき」票に記載された氏名により近いと判断することは困難というべきである。

したがって、「平山のりゆき」票は、平山候補と小山田候補のいずれの候補者の氏名を記載したのかが全く判断し難いものであって、公職選挙法第６８条第１項第８号に規定する公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものに当たると認めるのが相当である。

イ　次に、「小山田ゆきひろ」票についてみると、上記アの「平山のりゆき」票について説示したところが同様に当てはまる。

したがって、「小山田ゆきひろ」票についても、平山候補と小山田候補のいずれの候補者の氏名を記載したのかが全く判断し難いものであって、同号に規定する公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものに当たると認めるのが相当である。

ウ　さらに、「小山田ゆきひき」票についてみると、証拠（甲００１の２４ページ及び乙００１－１６）によれば当該投票の末尾の文字が「ろ」ではなく「き」と認められる（別紙１の写真１参照）から、当該投票は、「小山田ゆきひき」と記載されたものである。

このことを踏まえて検討すると、氏の部分に相当する「小山田」は、小山田候補の氏である「小山田」と完全に一致しているのに対し、名の部分に相当する「ゆきひき」は、平山候補の通称における名である「ゆきひろ」と１文字目から３文字目までにおいて部分的に一致しているにすぎない。

その上、名の部分に相当する「ゆきひき」が小山田候補の通称における名である「のりゆき」と４文字目において一致しており、かつ、音感としても「ゆきひき」と「のりゆき」が類似していると評することができることからすれば、氏に相当する「小山田」が平山候補の氏である「平山」と２文字目において一致していることを踏まえても、「小山田ゆきひき」票については、全体として小山田候補の氏名により近いということができる。

したがって、上記の事実をもって公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとする旨の原告の主張を採用することはできず、「小山田ゆ

きひき」票は、小山田候補の氏名である「小山田のりゆき」を誤記したものであり（「小山田ゆきひき」票における名の部分に相当する「ゆきひき」は、名としてやや奇妙であることが否めない。）、小山田候補に対する投票であると認めるのが相当である。

エ　以上によれば、本件投票１のうち、「平山のりゆき」票及び「小山田ゆきひろ」票については、いずれも、平山候補と小山田候補のいずれを記載したかを確認し難いものとして、公職選挙法第６８条第１項第８号の規定により無効であり、「小山田ゆきひき」票については、小山田候補に対する投票として有効である。

⑶　本件投票１に係る被告の主張について

ア　被告は、①氏は一つの固定した語として記憶されることが多いのに対し、名はその配列（語順）を誤り、又は一部分の記憶が曖昧である等の事態が生じやすいほか、選挙においては、氏が強調されることが多く、氏よりも名の誤記が生じやすいものであり、実際にも、本件選挙において、氏の誤記の可能性がある投票が２２票であったのに対し、名の誤記の可能性のある投票は２００票余りであったこと、②本件選挙における投票記載所には、右端に縦書きで「小山田のりゆき」と、その左横に同じく縦書きで「平山ゆきひろ」と表示されており、しかも、その文字が均等に割り付けられて表示されていたため、「平山ゆきひろ」の文字の間隔の方がやや広く、平山候補の通称における名の１文字目である「ゆ」が小山田候補の通称における名の１文字目である「の」よりもやや上部に表示されていたこと、③「平山」という氏が本件選挙の選挙人にとってなじみがあると考えられるのに対し、「小山田」という氏は比較的珍しい氏であるといえること等を総合すれば、「小山田ゆきひろ」票については小山田候補に対する投票とみるべきであり、「平山のりゆき」票についてはその反対に平山候補に対する投票とみるべき旨を主張する。

しかし、上記①については、被告が主張する氏と名に関する一般的な傾向及び疑義票に関する全体的な傾向は、相対的なものにすぎず、現に当該傾向に反する投票も存在する。そうすると、二人の候補者の氏名が混記され、投票用紙の記載からはいずれの候補者の氏名を記載したのかが全く判断し難い「平山のりゆき」票及び「小山田ゆきひろ」票について、被告が主張する傾向があるとすることをもって、氏の一致する候補者に対する投票であると断ずることは相当ではない。また、上記②については、投票記載所の掲示が被告の主張するとおりのものであったと認められる（甲００１の５８ページ）としても、その影響が候補者の記載に相当程度及んでいたとすることにはやや無理があるといわざるを得ず（候補者の氏名を投票記載所の掲示のとおりに記載していない投票が現に多数存在すること（甲００１）からすれば、少なくない数の選挙人が投票記載所の掲示を慎重に確認せずに投票していることが認められる。）、「平山のりゆき」票及び「小山田ゆきひろ」票について、投票記載所の掲示の内容をもって、氏の一致する候補者に対する投票であると認めることも相当ではない。さらに、上記③については、本件全証拠を精査しても、「小山田」という氏が本件選挙の選挙人にとって比較的珍しい氏である事実を認定することは困難であるし、仮にそうであったと措定しても、そのような相対的なものにすぎない事情をもって選挙人の意思を推知することは相当ではない。

したがって、被告の上記の主張は、いずれも採用することができない。

イ　被告のその他の主張も、いずれも上記⑵の認定判断を覆すものではなく、採用することができない。そして、上記アの①から③までの主張とその他の主張を総合してみたとしても、氏の一致する候補者に対する投票であると認めることはできない。

３　本件投票２の効力について

⑴　公職選挙法第６８条第１項第２号の規定は、公職の候補者でない者の氏名

を記載した投票を無効とすると定める。

上記１において説示したとおり、できるだけ投票を有効とすることが求められることに照らせば、同号に規定する公職の候補者でない者の氏名を記載したものに当たるかどうかは、氏名の類似の程度、当該公職の候補者でない者の著名の程度その他の事情を考慮して決すべきものと解される。

⑵　これを本件投票２についてみると、確かに、本件投票２における「平山ひろゆき」との記載は、平山副町長の氏名である「平山浩之」と一致している。しかし、本件投票２のうち氏の部分に相当する「平山」は、平山候補の氏である「平山」とも一致しており、名の部分に相当する「ひろゆき」も、平山候補の通称における名である「ゆきひろ」を構成する「ゆき」と「ひろ」の配列が入れ替わっているだけで、平山候補の名と類似している。このように、本件投票２における氏名の記載は、全体として平山候補の氏名に類似している。他方で、平山副町長が広く本件選挙の選挙人に著名であったと認めるに足りる証拠はない。実際、本件裁決においては、平山副町長が広く那須町の選挙人に著名であったとはいい難い旨の認定及び判断がされているのであるし、また、後記⑶のような書き直しがなく「平山ひろゆき」と記載された投票については、平山候補に対する投票として有効とされている（甲００１の１２ページ）。

以上によれば、本件投票２については、本件選挙の候補者である平山候補の通称である「平山ゆきひろ」を誤って記憶し、又は誤記した結果として、平山副町長の氏名と一致することとなったものとみるべきであり、平山候補に対する投票であると認めるのが相当である。

⑶　被告は、本件投票２が平山候補の名のうち最初の２文字である「ゆき」の字を抹消した上で「ひろゆき」と書き直したものであり、投票記載所には候補者の通称が掲示されていることからすれば、本件投票２については積極的に平山副町長の氏名を記載したものとみるべき旨を主張する。

しかし、上記⑵のとおり、平山副町長が広く本件選挙の選挙人に著名であったとは認められない以上、「ゆき」の字を抹消した上で「ひろゆき」と書き直していることをもって、著名とはいえない平山副町長の氏名をあえて記載しようとしたものとみるのは相当ではない（あえて著名とはいえない平山副町長の氏名を書こうとする者が名の記載を誤って記載し、それを書き直すというのも不自然である。）。また、上記２⑶アのとおり、必ずしも選挙人が投票記載所の掲示を慎重に確認しているとは限らないところ、このことは、一度書いた文字が抹消されている場合であっても異なるものとは解されず、当該選挙人が一度書いた文字を抹消した後に投票記載所の掲示を必ず確認しているとはいえない。そうすると、本件投票２について、投票記載所の掲示の内容をもって、平山副町長に対する投票であると認めることも相当ではない。

したがって、被告の上記の主張は、採用することができない。

４　本件投票３の効力について

⑴　上記１及び３⑴において説示したところからすれば、一の選挙と他の選挙とが同時に行われた場合において、当該他の選挙の候補者の氏名に完全には一致せず、当該一の選挙の候補者の氏名及び他の選挙の候補者の氏名のいずれにも類似する投票がされたときは、当該一の選挙に対する投票として記載されたものであるという事実を踏まえ、公職選挙法第６８条第１項第２号に規定する公職の候補者でない者の氏名を記載したものには当たらず、その記載に類似する氏名を有する当該一の選挙の候補者に対する有効投票と認めるのが相当である（最高裁判所昭和２５年７月６日第一小法廷判決・民集４巻７号２６７ページ参照）。

⑵　本件投票３についてみると、本件投票３における「ひらやま文宏」との記載は、平出町議候補の通称である「ひらいで文宏」とは氏が一致していない。かえって、本件投票３のうち氏の部分に相当する「ひらやま」は、本件選挙

の候補者である平山候補の氏である「平山」と一致しており、名の部分に相当する「文宏」も、平山候補の名である「幸宏」と２文字目の「宏」において一致している。このように、本件投票３における氏名の記載は、平山候補の氏名に類似している。

以上によれば、本件投票３については、本件選挙の候補者である平山候補の氏名である「平山幸宏」を誤って記憶し、又は誤記した結果として、那須町議会議員補欠選挙の候補者である平出町議候補の通称とも類似することとなったものとみるべきであり、平山候補に対する投票であると認めるのが相当である。

⑶　被告は、平山候補の通称が、氏が漢字で名が平仮名であるのに対し、平出町議候補の通称が、氏が平仮名で名が漢字であり、通称において平仮名で表記された部分を漢字で記載する選挙人は少ないし、本件投票３については、名の部分において平出町議候補の名が漢字で記載されていることからすれば、積極的に平出町議候補の氏名を記載したものとみるべき旨を主張する。

しかし、候補者の氏名を漢字又は平仮名のいずれによって記載するかは、選挙人の判断が尊重されるべき事柄である。その結果として、例えば、通称において平仮名で表記された部分を漢字により記載しようとしたところ、当該記載が不正確なものとなったとしても、上記１のとおり、直ちに当該投票を無効とすべきとはいえない。上記⑴のとおり、一の選挙と他の選挙とが同時に行われた場合において、当該一の選挙の候補者の氏名及び他の選挙の候補者の氏名のいずれにも類似する投票の効力を検討するに当たっては、当該一の選挙に対する投票として記載されている事実が重視されるべきであって、当該記載が漢字又は平仮名のいずれによるものであるかを殊更に重視するのは相当ではない。

したがって、被告の上記の主張は、採用することができない。

５　本件投票４の効力について

⑴　公職選挙法第６８条第１項第６号本文の規定は、公職の候補者の氏名のほか、他事を記載した投票を無効とすると定める。

上記１において説示したとおり、できるだけ投票を有効とすることが求められることに照らせば、同号に規定する他事を記載した投票に当たるというには、投票用紙に候補者の氏名を記載した文字以外の記載が存在するのみならず、その記載が単に誤って不用意に筆記用具の先端を接触させて生じたものではないことや、記載の過程で無意識的に生じたものではないことを要するものと解するのが相当である。

⑵　本件投票４についてみると、証拠（甲００１の２７ページ及び乙００３）によれば、本件投票４は、投票用紙の候補者氏名欄の外に印刷された注意事項の漢数字の「一」の文字に重なるようにして、丸様の実線が引かれたものであると認められる（別紙１の写真４参照）。当該実線は、注意の目的を果たすべく投票用紙の中でも特に目立つべき位置に印字された注意事項の漢数字の「一」の文字に重なる位置に存在している。また、当該実線は、相当程度の長さ及び大きさを有し、環状を形成している。

このような実線の位置及び形状等の状況からすれば、当該実線は、単に誤って不用意に筆記用具の先端を接触させたものでも、記載の過程で無意識的に生じたものでもないことが明らかである。

以上によれば、本件投票４については、他事を記載した投票に当たるものと認めるのが相当であり、公職選挙法第６８条第１項第６号本文の規定により無効となるものである。

６　各候補者の得票数について

本件各投票の効力に関する判断の結果をまとめると、別紙２の「（表４）」に記載のとおりとなる（なお、本件各投票以外の投票の効力については、本件裁決のとおりであると認める（甲００１）。）。

そうすると、各候補者の得票数は、別紙２の「（表５）」に記載のとおりと

なり、本件裁決と比較して平山候補の得票数が４票、小山田候補の得票数が９票それぞれ減少し、無効票が１３票増加する結果として、平山候補の得票数が小山田候補を３票上回ることとなる。

７　本件裁決を取り消すことの要否について

以上によれば、町選管がした原決定１及び２に原告（平山候補）を当選人とした結論に誤りはない。したがって、原決定１及び２をいずれも取り消し、及び原告の当選を無効とした本件裁決は、取消しを免れない。

第４　結論

よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第２１民事部

裁判長裁判官　江　原　健　志

裁判官　杉　浦　正　樹

裁判官　加　藤　正　佳

（別紙１）

写真１　「小山田ゆきひき」票



写真２　本件投票２



写真３　本件投票４

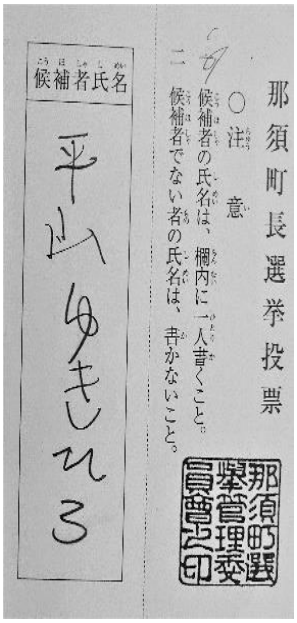
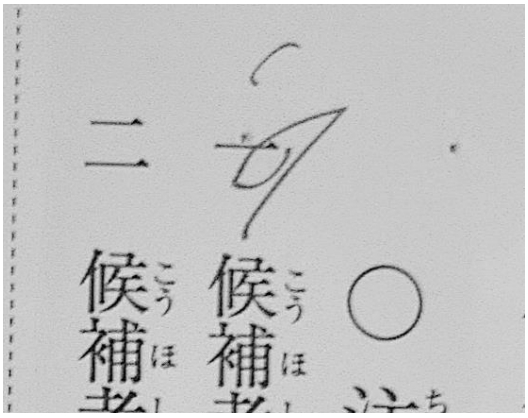


写真４　本件投票４のうち、円形の線の部分を拡大したもの



（別紙２）

（表２）

	投票用紙の記載	比較の対象	町選管	被告
本件投票１	平　山　のりゆき （６票）	平　山　ゆきひろ 小山田　のりゆき	無効	平山候補
	小山田　ゆきひろ （９票）	平　山　ゆきひろ 小山田　のりゆき	無効	小山田候補
	小山田　ゆきひき （１票）	平　山　ゆきひろ 小山田　のりゆき	無効	小山田候補
本件投票２	平　山　ひろゆき （１票）	平　山　ゆきひろ 平　山　浩　之	平山候補	無効
本件投票３	ひらやま　文　宏 （１票）	平　山　幸　宏 ひらいで　文　宏	無効	無効
本件投票４	円形の線あり （１票）		平山候補	無効
※	ひらいでゆきひろ （１票）	平　山　ゆきひろ ひらいで　文　宏	無効	平山候補

（表３）

	本件選挙会	町選管	被告
平山候補	５，０９９票	５，０９９票	５，１０４票
小山田候補	５，０９８票	５，０９６票	５，１０６票
Ａ候補	２２９票	２２９票	２２９票
無効票	１４０票	１４２票	１２７票
計	１０，５６６票	１０，５６６票	１０，５６６票

（表４）

	投票用紙の記載	比較の対象	本件裁決	判決
本件投票１	平　山　のりゆき （６票）	平　山　ゆきひろ 小山田　のりゆき	平山候補	無効
	小山田　ゆきひろ （９票）	平　山　ゆきひろ 小山田　のりゆき	小山田候補	無効
	小山田　ゆきひき （１票）	平　山　ゆきひろ 小山田　のりゆき	小山田候補	小山田候補
本件投票２	平　山　ひろゆき （１票）	平　山　ゆきひろ 平　山　浩　之	無効	平山候補
本件投票３	ひらやま　文　宏 （１票）	平　山　幸　宏 ひらいで　文　宏	無効	平山候補
本件投票４	円形の線あり （１票）		無効	無効

（表５）

	本件裁決	判決	増減の内訳
平山候補	５，１０４票	５，１００票	６減（本件投票１） ２増（本件投票２及び３）
小山田候補	５，１０６票	５，０９７票	９減（本件投票１）
Ａ候補	２２９票	２２９票	なし
無効票	１２７票	１４０票	１５増（本件投票１） ２減（本件投票２及び３）
計	１０，５６６票	１０，５６６票	なし